



快適な住まいの環境づくりに新たな設備を設置するための費用を一部支援します。※申請期限がありますので、申し込みを希望される方はお早めにご相談ください。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

公衆衛生の向上のため、下水道等処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、工事費用の一部を次のように支援します。

区分ごとに定める額（5人槽＝94万円、7人槽＝115万円、10人槽＝150万円）を限度に、工事費用の70%を補助します。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

地球環境の保全を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置する場合、工事費用の一部を次のように支援します。

28万円を限度に、太陽電池の最大出力1キロワットあたり7万円を補助します。

受付窓口 町民生活課住民生活係 (☎52-3315)

住まなくなった家を登録しませんか？

●空き家等情報登録制度について

この制度は、空き家を「貸したい・売りたい」という空き家所有者と、空き家を「借りたい・買いたい」という方の双方の橋渡しをします。空き家を活用することにより、今住んでいる住民にとって「より住みやすいまち」に、これから住む人にとって「これから住みやすいまち」につながります。

●町内に空き家をお持ちの方へ

個人の所有物である空き家を地域貢献につながる資源として活用するためには、地域の方々のご理解といち早い情報提供が必要です。また、空き家の住宅改修工事や除却するための費用の一部を助成する制度（前頁参照）もあります。空き家をお持ちの方は、ぜひ一度町へご相談ください。

受付窓口 まちづくり推進室地域振興係 (☎52-3312)

●空き家等情報登録制度の流れ

